

10月20日 ～12月31日は 不法投棄等防止強化期間 です!

問い合わせ／県環境部産業廃棄物指導課(☎048・830・3136)へ。

県では、不法投棄を撲滅するため、今年度、不法投棄等防止強化期間を設定し、民間・市町村等と連携して不法投棄等防止の取り組みを集中的に実施します。

期間／10月20日～12月31日

主な取り組み／10月 不法投棄パトロール隊出発式、産業廃棄物運搬車両周辺自治体一斉路上調査、県下一致合同（市町村・県・警察）不法投棄監視パトロール、家屋解体現場への立入指導

11月 産業廃棄物運搬車両県内路上調査、産業廃棄物スカイパトロール、家屋解体現場への立入指導

12月 家屋解体現場への立入指導、年末特別監視パトロール

産業廃棄物不法投棄の情報提供をお願いします！

不法投棄を発見したら、すぐに通報してください。

連絡先／0120-530-384（24時間対応・フリーダイヤル）

ごみの減量化にご協力を！

10月は、3R〔Reduce（ごみの発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）〕推進月間です。コンビニなどで何げなくもらう小型のレジ袋は約5～7グラムです。もし1年間もらうのをやめたら、約300枚分、1人でも約1.5～2キログラム削減できます。また、回収したアルミニウムで缶1個を生産すると、節約したエネルギーで液晶テレビを2～3時間見ることができます。お気に入りのマイバッグを持って、ごみになるレジ袋を減らす。マイボトルの利用でポイ捨て容器を減らす。エネルギーを節約して二酸化炭素の排出を減らすためのライフスタイルを考えてみませんか。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線221)へ。

子宮頸がん予防接種について

町で実施している子宮頸がん予防接種について
費用／8,413円（全額公費負担）
接種方法／町と契約した町内の医療機関へ事前に予約のうえ、接種を受け
てください。
申し込み／母子手帳、健康保険証を持参のうえ、保健福祉総合センターへ申請してください。公費負担で接種が受けられる接種券を交付します。

その他／事前の申し込みは不要です。
費用／500円
持参するもの／健康手帳（既にお持ちの方）
対象／町内に在住の20歳以上の方
場所／保健福祉総合センター
内容／骨粗しょう症検診

日本脳炎行政措置 予防接種について

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

日本脳炎予防接種は、本年5月から特例接種対象者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ）を定め、平成17年の積極的勧奨の差し控えによる未接種者への対応を進めているところです。町では、国の定める特例接種対象者から漏れる平成7年4月、5月生まれの方を対象に日本脳炎第2期の行政措置予防接種を実施します。

対象／平成17年に町内の小学校4学年

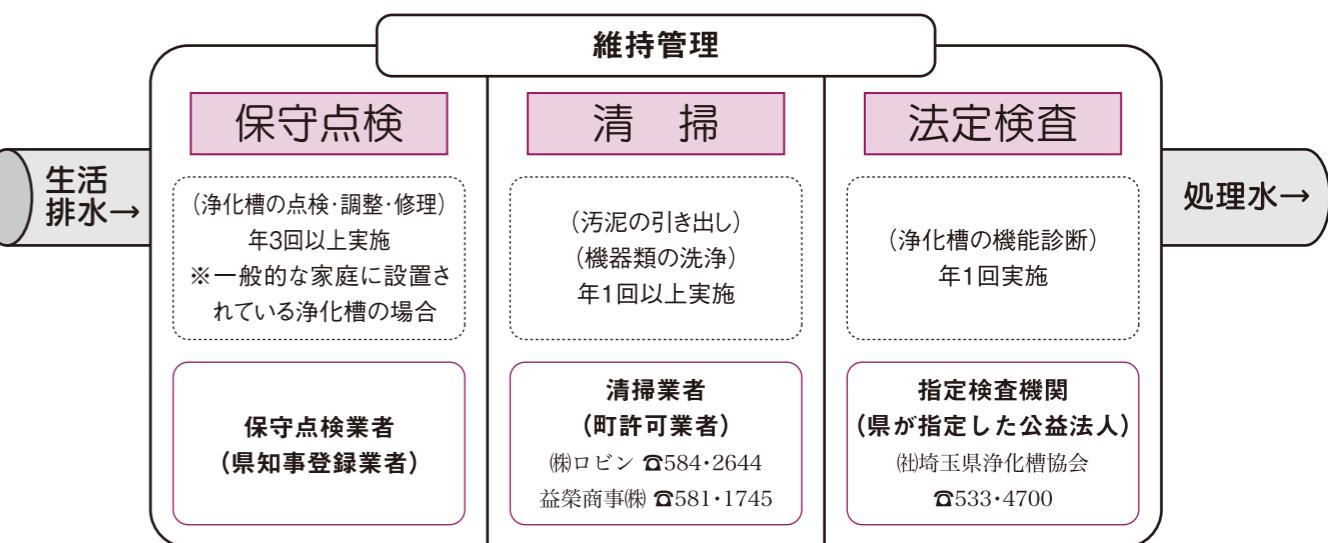
に在学し、平成7年4月、5月生まれで、日本脳炎（第2期）接種が完了していないうちのうえ、保健福祉総合センターへ申請してください。公費負担で接種

開催します！ 健康まつり

町では、町内の薬剤師会の協力により「健康まつり」を開催します。「骨粗しうる症検診」も実施しますので、ぜひひょおしください。
日時／10月23日（日）午前9時30分～午後2時
場所／保健福祉総合センター
内容／健康チェックやお薬相談など

浄化槽の正しい維持管理を！

浄化槽を使用する場合は、排水をきちんと処理できる状態に保つために「保守点検」「清掃」「法定検査」の三つの義務があります。浄化槽管理者（使用者）は、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。



これらの3つの維持管理を行うことで、生活排水を適正に処理することができます。

浄化槽の設置、変更、廃止等には届け出が必要です

こんなときには	必要な手続	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届け出時期が異なります。
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内です。
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったときです。	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内です。
浄化槽管理者（使用者）が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内です。 新しく管理者（使用者）になった方が報告をしてください。
浄化槽の構造や規模の変更をするとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽変更届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届け出時期が異なります。

【これから浄化槽を設置する皆さんへ】
浄化槽の設置にかかる手続き（建築確認申請書・浄化槽設置届出書）に、添付書類として「浄化槽法定検査の検査依頼書（手数料を支払済であることを証したものの写し）」が必要です。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線224)へ。